



法務史料展示室だより 第一号

# 時をたずねて

二〇〇四年四月

しい司法制度の骨格を定めようと  
考えました。その結果まとめられ  
たのが、「定制」だったのです。それ  
は、欧米諸国に近代国家であるこ  
とを発信すべく、わが国が作りあ  
げた、「司法」に関する最初の根本  
法でした。

今、史料展示室の正面に「定制」  
を掲げる趣旨は、司法制度改革が推進さ  
れる現代において、もう一度、温故知新の  
気持ちをもって先人の気概にふれようとい  
う意思表示に他なりません。

## 「史料は語る」第一回

### 司法職務定制

①

「司法職務定制」(以下、「定制」と記し  
ます。)が、法務史料展示室中央のガラス  
ケースに収められているのには、いささか理  
由があります。「史料は語る」第一回では、  
その理由を説明することに主眼を置きな  
がら、「定制」の来歴にも触れてみたいと  
思います。

明治維新後、新政府が、近代国家とし  
てやっていくために、どうしても解決しな  
ければならない懸案の一つが、かつて江戸幕  
府が欧米諸国と結んだ「不平等条約」の「解  
消」でした。同条約の内容は、「治外法権」

を認め、「関税自主権」を失うこと、つま  
り、自国の法令に触れた外国人を自国で  
裁くことができず、輸人品に対して自国  
が自由に関税をかけることができないう  
う、およそ近代の  
独立国として受け  
入れがたいもので  
した。

明治五年初代  
司法卿(現在の法  
務大臣)を拝命し  
た江藤新平は、着  
任後、不平等条  
約の解消に寄与す  
ることを意図して、  
近代国家にふさわ

## 人～第一回『江藤新平 ①』

ここでは、わが国の「司法」にゆかりのある歴  
史的人物を、エピソードをまじえながら逐次紹  
介してみたいと考えています。トップバッターは、  
わが国近代司法制度創設の祖ともいべき江  
藤新平です。

江藤は、天保5(1834)年、肥前(現在の佐  
賀県)に生まれました。幕末期に脱藩して京都  
で活躍し、維新後には明治政府の中核で官制改  
革や法典編纂に携わります。彼は、積極的な司  
法制度改革論者でしたが、そのゆえもあって、  
それにちなむ多くの逸話が伝えられています。  
例えば、江藤の評伝として著名な野半介『江  
藤南白下』(大正3年)・106頁には、明治初期、  
政府がフランス法の翻訳を進めた際、訳者が「ド  
ロー、シビル」という単語に「民権」という用語  
を充てたことについて、政府部内では、「民に権  
があると云うのは何の事だ」との批判が出るなか、  
江藤が一言弁明することによって事なきを得た  
という話が紹介されています。当時の人々の標  
準的な意識と、それに比した江藤の先見の明を  
示す、エピソードといえるでしょう。

## 「歴史を歩く」第一回 紀尾井坂

明治十一年五月一日、西郷・木戸とともに維新の三傑の一人に数えられる、参議兼内務卿大久保利通は、仮皇居（現在の迎賓館赤坂離宮）に参内する途中、石川県士族ら六名によって、麹町紀尾井町（現在の千代田区紀尾井町）で暗殺されました。享年四十九歳でした。

さて、地下鉄丸ノ内・銀座両線の赤坂見附駅を降りて首都高速の下をくぐり、弁慶橋を渡って北へ進むと、右手に「贈右大臣大久保公哀悼碑」が建つ清水谷公園があり、さらに北進すると十字路にぶつかります。首都高速からこのあたりまでの一帯を清水谷といい、十字路から右に上っていく坂が清水谷坂、左に上る坂が喰違見附・迎賓館へとつながる紀尾井坂です。なお、「紀尾井」の名は、江戸時代このあたりに、御三家の紀伊徳川家および尾張徳川家、また大老井伊直弼の井伊家、のそれぞれ中屋敷があったことに由来していました。

事件当日の朝、霞ヶ関の自邸を出た大久保の馬車は、現在弁慶橋がかかる地点よりやや東にあった赤坂御門の前を通り堀ぞいに進んだのち、右へカーブして清水谷へ入

ったあたりで襲撃を受けました。一般に「紀尾井坂の変」と呼ばれる大久保暗殺事件ですが、実際の事件現場は、清水谷公園の手前あたりと考えられます。

維新の指導者としての大久保には様々な評価があり、その死もそうした中の一つに由来すると言われています。ちなみに、西郷隆盛の「敬天愛人」に対し大久保の「為政清明」という、それぞれの文言は、幼年以来の友でありながらあい異なる立場に立たざるを得ず、ついにはほぼ同時期に非業の最期をとげた両雄の生涯を、端的にものがたる、象徴的な言葉に思えてなりません。

贈右大臣大久保公哀悼碑 ▶



▲ 紀尾井町周辺地図

## 歴史の中の法律語(第一回)「明法家」

現代、「明法家」などという言葉を知る人はあまり多くないでしょう。

古代には、現在の国立大学にあたる大学寮に「明法科」と名づけられた学科が設けられ、そこに所属する学生を「明法生」と呼びました。

過程を了えた学生の多くは、難関な国家試験である「明法試」を受け、優秀な人材は「明法家」として登用されました。

さらに彼らは「明法博士」にも累進し、法学教育と当時の国家法である律令の運用に携わる、まさに国家の認知した法律専門家としての役目を担いました。

ところで、明治四年、司法省内に新たに「明法寮」が置かれ、公的機関に「明法」の名称が復活することとなりました。同寮に所属する官員たちは、古代と同様、法律専門家の養成に従事するとともに、法の解釈や運用の疑問に答える専門家集団として、当時の裁判実務への多大な貢献をしました。

明法寮の存続期間は決して長いものではありませんでしたが、現代のシンクタンクの始まりともいえる組織でした。

残念ながら死語ともなってしまった「明法家」、でもこれを単純に漢文読みすれば「法に明るい人」、実にわかりやすく少し頼もしくも響きますから不思議ですね。

法務史料展示室には平成七年の開館以来、多くの見学者が訪れています。限られたスペースの展示ですが、その展示品に見え隠れするエピソードなどを紹介することができればと今回の発行となりました。